

入院時の医療における理解のお願いと確認書

医療療養病床

当院は、医療療養病床で慢性期の医療を行っています。慢性期の医療は、急性期病院での治療を脱した後、病気の状態が安定した方に対して、症状が悪化しないよう継続的に医療が行われます。

医療に関する確認事項

医療は、病気からの回復を目標として行われるものですが、医療行為は目標にかなう結果を保障できない不確実性を基本にした行為であることは、医療を受けるにあたって当然認識していただかなければならない事実です。

特に高齢者では、加齢に伴う老衰や、抵抗力・免疫力の低下等の結果として急変する可能性が大きいと考えられます。さらに、入院当初は診断が困難な場合もあり、予測できない病気が既に進行している場合も考えられます。

上記のように、入院中といえども不測の事態の発生も起こり得ますことをご理解していただきたいと思います。

緊急時やむを得ない身体拘束に関して

身体拘束は患者さんの生活を制限し、尊厳を阻むものであり、当院では、すべての患者さんの人権を尊重し、身体拘束による身体的・精神的弊害を理解し、よりよい医療を提供するために、原則として身体拘束を行わない医療を進めています。しかし、入院中、患者さんの安全確保のために緊急時やむを得ず患者さんに身体拘束を行わなければならない場合は、担当よりご説明を致します。また、状況に応じてご家族にご協力をお願いすることもあります。やむを得ず身体拘束を開始する際は、必ずご家族にご連絡し、同意を取らせて頂きます。

○その際、(夜間含め常時連絡可能 ・ 連絡可能な時間帯) (いずれかに○印)

ご家族が来院された際にやむを得ない身体拘束に関する同意書にサインを頂きます。

○身体拘束に対するご家族の意向 (いずれかに○印)

- ・ 身体拘束を実施しない
- ・ 状況に応じて実施もやむをえない
- ・ その他 ()

*必ずしも意向に添えない場合があります

カメラモニター設置部屋への入室について

治療・安全上必要時、カメラモニター設置のお部屋に入室をお願いする場合があります。プライバシーに配慮した上で必要な期間観察致しますので、ご理解とご協力をお願い致します。

年 月 日

長野松代総合病院附属若穂病院 院長
説明看護師

J A 長野厚生連 長野松代総合病院附属若穂病院 院長 殿

上記の件についての説明について、理解し承諾いたします。

年 月 日

患者氏名

配偶者・親権者

その他の親族署名

(患者との続柄)